

平城宮跡第259次調査は、7月1日より約2000㎡の面積で行っている。本調査区は、今春に行われた第250次調査区の南、昭和58年の第154次調査区の東にあたる。これらの過去の調査から、造酒司の南限、宮東面北門（県犬養門？）に通じる宮内道路とその側溝などについての知見が得られるものと期待されていた。現在、これらを中心に大きな成果があがっているので以下に報告する。

（1）造酒司について 前回の第250次調査において造酒司の南限が、造酒司の西の官衙である磚積官衙（太政官？）と並ぶのではないかと想定された。今回、まさにこの想定線上で、造酒司の南を区切る南門と築地塀を検出した。南門は、東西10.8m、南北5.4m以上の地山削り出しの基壇をもち、その上に梁間2間（7尺等間＝4.2m）・桁行3間（7尺・11尺・7尺＝7.5m）の礎石立ちの建物をもうけた、いわゆる八脚門である。ちなみに南西隅の礎石が現位置を保って検出されている。また、この門にとりつく築地塀は基底部の幅1.8mで、37m分を検出した。築地塀の北には雨落溝と考えられる幅0.8mの柔掘りの溝が平行して走っている。この他の今回検出した遺構には、門から北へのびる若干の目隠し塀、造酒司西端を南北に流れる5条の溝などがある。

造酒司は、第22次南（昭和39年）、182次（昭和62年）、241次（平成5年）、250次（平成7年）を経て、今回の調査で、その西半を完掘したこととなった。この結果、造酒司は南北約125mであることが確定した。また、南門が東西の中央にあったと想定すると、東西約114mであったと考えられる。これは、磚積官衙（125×65m）、兵部・式部両省（75×75m）などと比べても大きな面積である。過去の調査で検出された造酒司西半の遺構の多くは、酒甕の据え付け穴をもつ建物、井戸、溝、趣室らしい土坑など酒・酢作りと関連するものであり、庁舎などの中心的な管理施設を確認していない。造酒司は、西半に酒・酢作りといった現業部門を集中的に配置し、東半に管理施設が置かれた結果、このような広さを持つに至ったのではないだろうか。

今回発掘された造酒司南門は、宮内官衙の八脚門としては兵部・式部両省（梁間7尺等間、桁行7尺・13尺・7尺）、磚積官衙（梁間7尺等間、桁行8尺・11尺・8尺）、式部省東官衙（神祇官？、梁間8尺等間、桁行8尺・14尺・8尺）に続く、5例目である。今回の発見の結果、役所の門にも様々な規模があることが再確認された。あるいは、役所の格を反映しているかもしれない。とすれば、造酒司の南門が他の役所のものに比べてやや小さいのは、造酒『司』という役所としての格の低さを反映しているのではないだろうか。

（2）宮内道路とその側溝 造酒司の南は、築地内とは1段低い面で、幅20mの宮内道路、さらにその南に幅約6m、深さ約80cmの宮内道路南側溝が走っていることが確認された。この宮内道路は、県犬養門を経て、法華寺（藤原不比等邸）に通じるとともに平城宮の東の張り出し部を南北に二分するといった重要な意味をもつものであるが、その規模をほぼ確定できた。南側溝には、これと合流する南北2条の南北溝が確認され、そのうちの宮内道路を横断して北上する溝は造酒司内西端を流れる南北溝と合流、造酒司からの水を排水するものであったと考えられる。今回の調査では、南側溝より、奈良時代後半から奈良時代末の多量の瓦・土器類・

木簡とともに、奈良から平安にかけての鏡（和同・万年・神功・隆平・富寿）や絵馬2枚などが出土した。なお、木質の遺物を多量に包含する溝埋土を遺物整理箱約200箱分採集している。今後の水洗作業でより多くの木器・木簡類が検出されることが期待されている。

（3）宮内道路南側溝出土の木簡 今回の調査で出土した木簡は、現在、削り屑を含めて約60点を確認している。木簡に記された年紀には、宝亀4年（773）・延暦元年（782）・延暦2年（783）・延暦3年（784）があり、全体として奈良時代後半から最末期の年代に集中している。これは他の南側溝出土遺物の年代と矛盾しない。

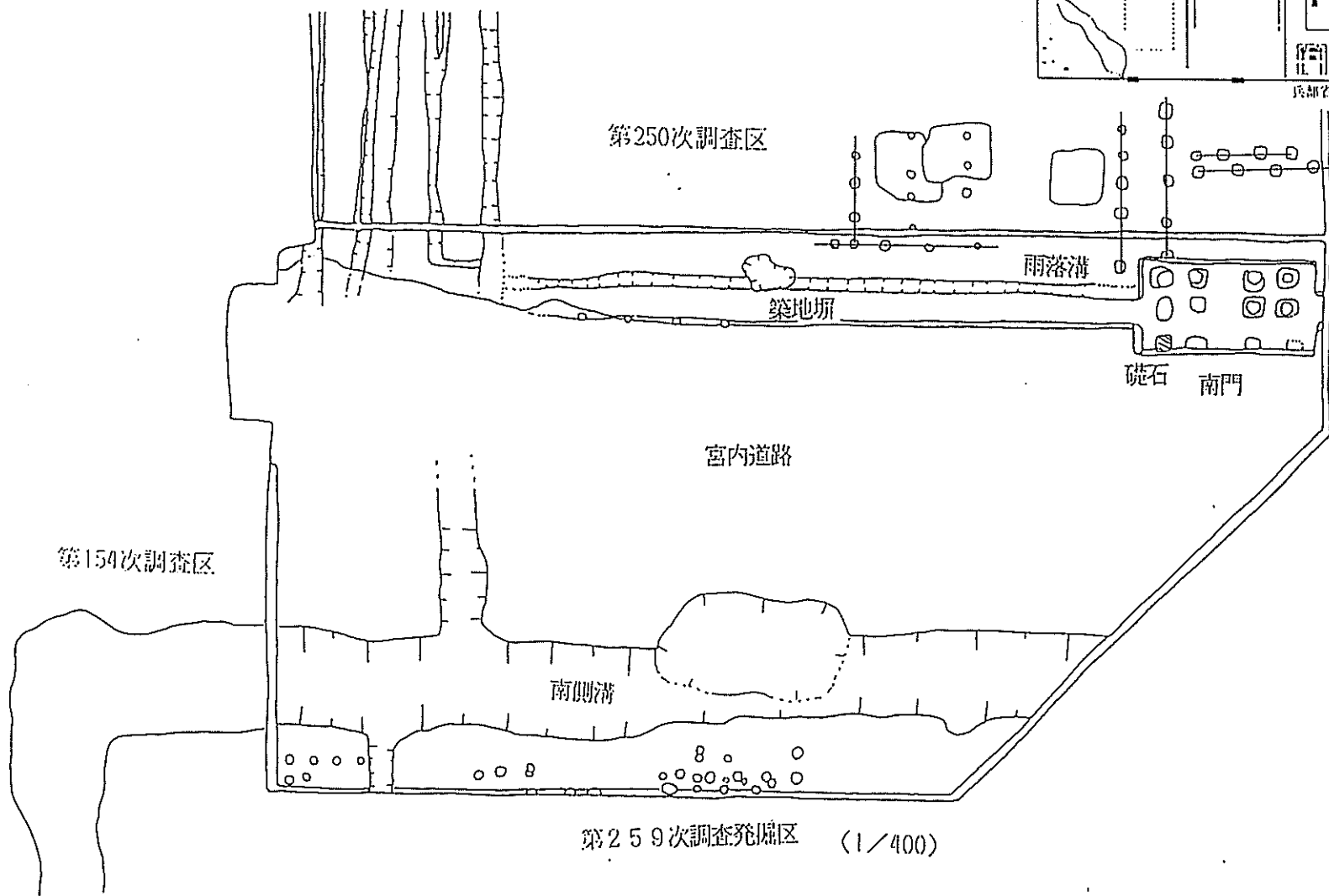
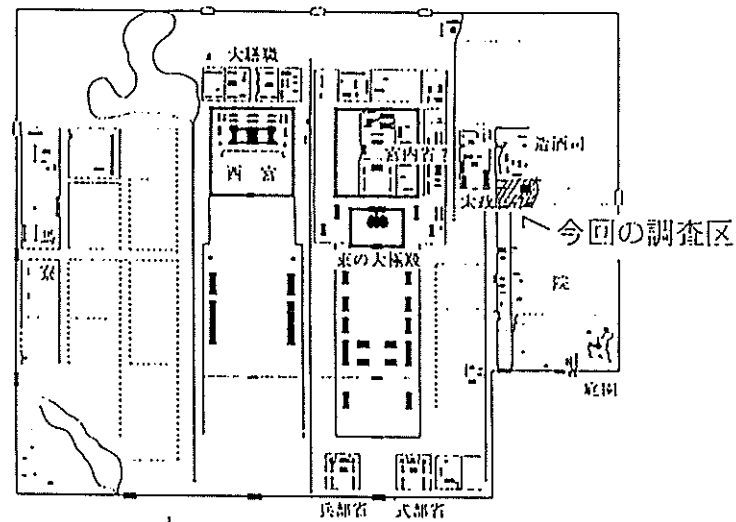
さて、これら木簡に律令制下において皇太子の家政にかかわる様々な事務をつかさどった春宮坊（とうぐうぼう）およびその下部機関に関わる文書木簡群が集中して出土したことは次の二点に関して極めて注目される。

第一に、奈良時代末に皇太子に関わる機関がこの調査区の近くにあったと推定でき、平城宮東院地区の詳細解明に新たな手がかりを得ることができたことである。かつて、平城宮東南隅を調査した第32次調査（昭和年）で南側溝の下流にあたる溝から今回と類似した内容の木簡が出土し、溝の上流に春宮坊があったことが推定されていたが、今回の調査によりその範囲をより限定できるようになったと考えている。

第二に、皇太子の家政機関、特に律令に規定のある春宮坊・主膳監だけでなく、規定のない「〇〇所」の運営の具体像をうかがえる資料となることである。また、こうした機関の中での女官の役割が記されていることも興味深い。

ちなみに、宝亀～延暦初年にかけての皇太子には他戸親王（おさべしんのう＝宝亀2年（771）に光仁天皇の皇太子となったが、翌年、母井上内親王の變に連座して廃され、幽閉された上で死去。）・山部親王（やまべしんのう＝宝亀4年立太子。天応元年（781）即位して桓武天皇となる。）・早良親王（さわらしんのう＝桓武即位と共に立太子。延暦4年、藤原種継暗殺事件に関与したとして廃され、幽閉された上で死去。）の3人がいる。

（4）その他 南側溝の南からは、いくつかの柱穴列が検出され、南にも何らかの施設があったと想像できる。しかし、現状では十分にまとめることができない。今後の調査に期待したい。



〔第二五九次調査出土木簡釈文〕

① 主膳監解 申宿侍二人
高橋山守
安都都万呂

十一月廿二日秦一万

327・37・3 011

② 〔膳監力〕

□□□解 申宿侍三人
秦一万 安都都万呂
多米県麻呂

十一月廿三日秦一万

360・40・4 011

③ 縫

御服所請鯨壹拾陸隻
安倍庭女 都努稗田
石川尾張 安倍藤子
已上四人日料依命婦
宣所請如件
五月廿二日勝安麻呂

別当史生阿閉

326・32・3 011

④

綾所請蠶蠟漆合 人七口料
四月十日別当物部常益
〔行少属三嶋大調〕

219・32・3 011

⑤ 御贖所請柏拾把

五月十三日酒部宅繼

〔行 □浦海〕

270・30・3 011

⑥

○ 請塩壹斗 為澁波并安塗所請如件
五月七日
○ 〔判少進安倍 少属三嶋〕 『大調』

242・32・3 011

⑦

伊豆国那賀郡那珂郷 戸主矢田部人成口
伊豆国那賀郡那珂郷 宇遅部得足
調鹿堅魚拾壹斤拾兩
延暦元年十月十日
專当郡司擬領外正七位上膳臣山守

308・32・4 031

⑧

〔田脱〕
讚岐国山郡三谷郷凡直小野□
延暦三年四月十二日

(94)・17・3 019